

# 総論

会社法制が中小企業と税理士業務に与える影響

## I 商法改正の経緯

### 1. 昭和50年～平成6年（会社法制の全面改正作業）

#### 平成2年改正

- ① 会社の設立手続の簡易化（発起人の員数制限の撤廃等）
- ② 最低資本金制度導入
- ③ 優先株式の発行手続の合理化（定款事項を優先配当金額の上限に限定すること等）

#### 平成5年改正

- ① 社債制度の改正（発行限度規定の撤廃，社債管理会社の設置強制等）
- ② 監査役制度の改正（任期の伸長，員数の増加，監査役会・社外監査役の創設）
- ③ 株主代表訴訟の提起手数料の明確化
- ④ 株主の帳簿閲覧権の要件緩和

#### 平成6年改正

自己株式の取得制限の緩和（使用人へ譲渡，株式償却，株式譲渡請求等の取得）

### 2. 平成9年～平成12年（企業組織再編法制の整備）

#### 平成9年改正

- ① 合併法制の改正（報告総会・創立総会の廃止，債権者保護手続の合理化，簡易合併制度創設）」
- ② ストックオプション制度の導入
- ③ 総会屋罰則強化，利益供与要求罪の創設

#### 平成11年改正

- ① 株式交換及び株式移転の制度の新設
- ② 親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実
- ③ 金銭債権等についての時価評価制度の導入

#### 平成12年改正

会社分割制度の創設

### 3. 平成13年～平成14年（会社法制の大幅見直し）

#### 平成13年改正

① 金庫株解禁，単元株創設等

（平成13年6月改正＝自己株式取得の原則自由化，額面株式・単位株制度の廃止，法定準備金の減少等）

② 株式制度の見直し，会社関係書類の電子化等

（平成13年11月改正＝新株発行規制の緩和，種類株式制度改正，新株予約権の創設，新株予約権付社債）

③ 取締役の責任減免等

（平成13年12月＝監査役機能の強化，取締役の責任軽減要件の緩和，株主代表訴訟制度の合理化）

#### 平成14年改正（会社法制の大幅見直し）

① 種類株主の取締役等の選解任権

② 株券失効制度の創設

③ 所在不明株主の株式売却制度の創設

④ 端株等の買増制度

⑤ 株主提案権の行使期限の繰上げ等

⑥ 株主総会の特別決議の定足数の緩和

⑦ 株主総会招集手続の簡素化等

⑧ 取締役の報酬規制

⑨ 重要財産委員会

⑩ 大会社以外の株式会社における会計監査人による監査

⑪ 指名委員会，監査委員会及び報酬委員会並びに執行役制度

⑫ 計算関係規定の省令委任

⑬ 大会社についての連結計算書類の導入

⑭ 現物出資，財産引受け及び事後設立の目的となる財産の価格の証明

⑮ 資本減少手続の合理化

⑯ 外国法人規制の緩和

#### 4. 改正経緯のコメント

平成11～12年改正は、法人格（組織）の再編を促すバリエーションへの改正であり、平成13年6月改正は、会社株主への金員の払戻し（自己株式）と株式の大きさの改正である。

平成13年11月改正は、新株予約権制度は税制に先駆ける改正であったが、平成13年12月改正は、会社機関の見直しであり、平成14年改正とともに会社法制の大幅な見直しを進めたものである。

一連の会社法制改正を目的別に区分すれば次のように分類される。

- (1) 自己株式取得規制の見直し（平成13年10月1日施行）
  - ① 自己株式取得の撤廃
  - ② 株式の大きさに関する規制見直し
    - i 単元株制度導入
    - ii 端株制度の見直し
  - ③ 法定準備金減少手続導入
  - ④ 新株発行手続の改善
- (2) 株式制度の見直し（平成14年4月1日施行）
  - ① 株式制度の見直し
    - i 新株発行規制の緩和
    - ii 議決権制限株式の導入
    - iii 新株予約権の創設
  - ② 会社関係書類の電子化
- (3) 企業統治関係（平成14年5月1日施行）
  - ① 取締役の責任軽減
  - ② 監査役制度の強化
  - ③ 株主代表訴訟制度の合理化
- (4) 株式制度、会社機関、会社計算等（平成15年4月1日施行）
  - ① 株式制度
    - i 種類株主の取締役等の選解任権

- ii 株券失効制度の創設
  - iii 所在不明株主の株式売却制度の創設
  - iv 端株等の買増制度
- ② 会社機関
- i 株主総会の特別決議の定足数の緩和
  - ii 委員会等設置会社制度導入
  - iii 重要財産委員会
  - iv みなし大会社制度導入
- ③ 会社の計算
- i 計算関係規定の省令委任
  - ii 連結計算書類の導入
- ④ その他
- i 現物出資，財産引受け及び事後設立の目的となる財産の価格の証明
  - ii 資本減少手続の合理化
  - iii 外国法人規制の緩和

いずれも会社法全面改正作業のワンクール・パッケージであり，さらに細部の見直しを行い，現代化を目指すもので「個別の論点を起こして全面的に見直す50年に一度の大改正」といえる。

税理士業務に関わりの多い改正をあげれば，次の4項目がある。

- ① 会社組織再編
- ② 自己株式（金庫株）の取得・保有・処分，新株予約権
- ③ 会社関係書類の電子化
- ④ 現物出資，財産引受け及び事後設立の目的となる財産の価格の証明

## II 会社法制の現代化への抜本改革

### 1. 「会社法」の成立

#### (1) 「会社法」の改正経緯

法制審議会の会社法（現代化関係）部会（江頭憲治郎部会長，東京大学教授）

による継続的な審議を経て平成16年12月8日に改正の要綱案が取りまとめられ、通常国会に法案提出が行われ、平成17年6月29日に改正法が成立し、平成18年5月施行の予定である。

## (2) 「会社法制定の事由」

平成6年までの改正を受けて平成9年以降、会社法制は多数回にわたる改正が順次行われた。いずれも会社法全面改正作業のワンクール・パッケージではあったが、細部の見直しと全体的な整合性を図る必要性が高まった。

また、最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し・合理化が要請されている事情もある。具体的には、新会社法全面改正の法制審議会のベクトルは、①企業統治の実効性の確保、②高度情報社会への対応、③資金調達手段の改善、④企業活動の国際化への対応、ということである。

形式的な面は、他の基本法が平仮名口語体に改められてきていることへの現代化作業の一環としての改正事由がある。

実質的な面は、社会経済の希求である社会的制度基盤（経済活動のインフラ）である会社制度をより使いやすくすることで、我が国経済の活性化に資することの必要性への改正事由がある。

## (3) 「会社法制定内容」

改正前の商法第2編「会社に関する規定」「有限会社法」「商法特例法」が1つの「会社法」の法制となり、「有限会社法」が廃止されるが既存の有限会社は経過措置により存続する。

また、商法が全面的に書き換えられ、「平仮名口語体」になる。

## 2. 「会社法」の概要

### (1) 株式会社の内部機関の構成

株式会社と有限会社の両類型を統合して、株式会社として規律する改正は、内部機関の設計と構成のあり方におおいかかわっている（注1）。

従来の株式会社は、非公開会社であっても公開会社と同様の内部機関の設計と構成が必要であったが、会社法では、株式譲渡制限会社は「取締役会の設置」を選択できる。そして取締役会を設置しない場合は、監査役の設置も

任意とされる。

このように株式会社の内部機関の構成については「定款自治を大幅に認める」ことを取り入れ「会社の規模、性格に沿った機関設計ができる」ようになった。

(注1) 株式譲渡制限を定款に定めていることを非公開性のメルクマールとし、この非公開的な株式譲渡制限会社は「取締役会の設置を選択せず、監査役も設置しないことができる」すなわち、「有限会社型の機関設計を採用する選択肢が生じ得る」といえる。

## (2) 新しい企業組織形態と組織再編

新しい企業組織形態としての「有限責任人的会社である合同会社」が導入され、有限責任事業組合の対応する事業体が認められた。

いわゆる「1円会社を容認」し、「株式会社自身が資本の額を決められる」ことで自由度を大幅に増加させる。

企業組織再編行為の関係では、「合併等における対価の柔軟化」が導入され、合併時に存続会社の株式ではなく、金銭その他の財産を交付することができるなど、企業組織再編の方式に相当のスキーム・バリエーションが策定でき、多様な企業組織再編方式が可能になり、税制に適應した対応をとれば、企業組織再編がきわめて活性化・活発化するといえる。

## (3) 株式関係

株式の譲渡制限制度について「議決権制限株式の発行総数制限が撤廃」され、種類株式によらずとも定款の定めをもって「議決権や配当について属人的な扱いを行うことが可能」とされ「特定の者の議決権を制限することが可能」となる（注2）。

非公開会社の株式譲渡制限会社については、株式分散防止のため「一定の事由が生じた場合に、会社が株式の買取りを行う旨を定款で定めること」が許容される（注3）。会社法は「株式の分散による議決権拡散を防止し、円滑な事業承継に資する」活用効果が生じる。

会社法の「自己株式取得手続」についての「買受方法は市場取引または公開買付以外の方法によることが新設」される。これにより非公開会社も自己

株式の機動的な取得が可能になり、相続株式の納税資金調達に寄与するといえる。(注4)

(注2) 商法では、議決権制限株式は発行株式総数の2分の1未満でなければならないとされている。

(注3) 商法では、株式の譲渡制限の定めを定款に規定しても、相続や合併といった譲渡以外の事由による株式移転を妨げることができないとされている。

(注4) 商法では、自己株式の取得は定時総会で取得内容を決議し、その決議に基づき取締役が取得するルール(平成13年6月公布商法)があり、平成15年の商法改正により定款であらかじめ取締役会で買受ける旨を定めておいて、その定款の定めに基づいて取締役が取得するという新しいルールが新設されたが、この場合の買受け方法は市場取引又は公開買付の方法に限られていたので非公開会社は活用できないというネックがあった。

#### (4) 計算関係

財源規制のあり方に係る見直しにより「剰余金の分配について統一的な財源規制が設けられ、分配可能額の制限がかけられ、その他分配に係る取締役責任、剰余金の分配手続(注5)、準備金制度の改正など実務に与える影響が大きい改正となる。

また、株式会社の対外信用の確保のため、適正な計算書類が重要な意味を持ち、計算書類の公告制度は維持される。

なお、計算書類の営業報告書は「事業報告書」に変更される(注6)。

さらに、税理士等が就任する「会計参与制度」が新設され、その効用が期待されることになる。

(注5) 商法では「利益の配当」とされていたのが「剰余金の分配」とされた。

(注6) 商法では「営業譲渡」という語句が使用されていたが新会社法制では「事業」という表示になる。

### 3. 「会社法」の特徴と実務ポイント

#### (1) 大小会社、公開・非公開会社の区分(基準の明確化)

会社法制は会社区分を「大会社(最終事業年度の貸借対照表で資本金の額が

5億円以上の会社、あるいは負債の部の合計額が200億円以上の会社)」のみを残し、「中・小会社」の区分を撤廃し「株式に譲渡制限を設けていない公開会社と非公開的な株式譲渡制限会社」で区分される。

#### (2) 会社法の任意法規化（会社の自由度が拡大する「定款自治」、内部機関の多様化）

非公開的な株式譲渡制限会社は、所有と経営が接しているため「定款による自治を大幅に認める」こととしている。

これにより「取締役1名と株主総会のみ」というシンプルな機関設計ができる。一方、複数の取締役による取締役会という合議体を設け、さらに委員会を設置するという企業統治が徹底した形態まで幅広く、柔軟化された規定を設けている。

#### (3) 経済活性化機能の導入（起業、創業への支援）

会社設立手続の簡素化が導入され、出資払込証明が残高証明で代用でき、最低資本金制度、類似商号規制が廃止された。

会社設立の現実的障害になっていた規定が大幅に緩和され、起業、創業がきわめて容易になる。

#### (4) 既成制度の簡素・合理化（企業再編法制の見直し）

平成9年以降の一連の企業再編法制の整備の仕上げとしての、細部の見直しと全体的な整合性を図り、既成制度の簡素・合理化が図られる。

#### (5) 株式制度の多様化（株式発行の自由度の拡充、合理化）

種類株式発行、第三者割当手続、有利発行手続等の合理化に加え、譲渡制限会社の株式制度の多様化など株主に対応した改正が入れられる。

#### (6) 企業会計基準変遷への対応（計算関係規定の弾力化）

会社の計算、剰余金の分配規定の整備と剰余金の弾力的分配など変遷する会計基準に対応する規定が入れられる。

### 4. 新会社法制が中小企業と税理士業務に与える影響

#### (1) 規制緩和による影響

##### ① 会社の設立関係

- i 最低資本金規制が撤廃される。
  - ii 銀行等による払込金保管証明が不要になる。
  - iii 検査役の調査要件が緩和される。
  - iv 類似商号規制が撤廃され、不正競争防止法による規制となる。
- ② 株主・株式関係
- i 一部の種類の株式について譲渡制限が可能になる。
  - ii 非公開会社の自己株式の機動的な取得が可能になる。
  - iii 株式譲渡制限会社の議決権制限株式の発行限度の2分の1規制が撤廃される。
  - iv 増資手続が緩和される（柔軟、迅速な資本金調達が可能になる）。
  - v デット・エクイティ・スワップが簡便になる（検査役の調査不要の範囲の拡大）。
- ③ 会社の計算関係
- i 資本の部の計数の変動手続が緩和される（準備金の資本組入れ、減資等の手続緩和）。
  - ii 総会決議により、業績に応じた剰余金の配当が期中においてできる。
- ④ 解散・清算関係
- i 清算手続における裁判所の関与が不要になる。
  - ii 残余財産の現物による分配が可能になる。
- ⑤ 合同会社、合資・合名会社関係
- 新しい合同会社は社員1人のみで設立、存続が可能になる。
- ⑥ 組織再編行為関係
- 株主総会決議不要の簡易組織再編の要件が大幅に緩和される。
- (2) 株式会社の内部機関の構成等の改正
- ① 株式譲渡制限会社の取締役会の設置が任意
- i 取締役の資格を株主に限定できる、取締役会の書面決議が可能となる。
  - ii 1人取締役も可能になり、任期を定款で10年まで伸長できる。
  - iii 監査役の任期も同様に伸長でき、監査役は定款の定めにより任意設

置になる。

- ② 株主総会の招集地を弾力的に選定できるようになる。
- ③ 書面による議決権の行使，電磁的方法による議決権の行使も可能になる

### (3) 会計参与制度の新設

- ① すべての株式会社は会計参与を設置できる。
- ② 会計参与の職務
  - i 取締役と共同して計算書類及びその附属明細書を作成すること
  - ii 会計参与の職務の遂行に際し，取締役職務執行に不正行為，法令，定款違反の重大事実を発見した時は，株主に報告すること
  - iii 計算書類承認の取締役会，株主総会への出席と必要な時の意見陳述をすること
  - iv 計算書類の5年間の備置き（保存）と，株主，債権者の請求時の閲覧をさせ，謄本を交付（開示）すること

### (4) 譲渡制限株式の規定等の新株式制度の活用

株式譲渡制限会社が株式分散防止のため，「一定に事由が生じた場合に，会社が株式の買取を行う」旨を定款で定めることが許容される（相続や合併といった譲渡以外の事由が生じた場合に「会社が株式を買い取ることも可能」）。

### (5) 会社の計算書類の適正化

会社法の会計の原則は「株式会社の会計は，一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする（会431）」と規定され「企業会計の慣行そのものに従うこと」とされた。

（注7）従来の商法の会計の原則は「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ（商32②）」としていた計算書類の作成に際し，その会社の計算の目的の適応した会計原則が必要といえる。

### (6) 合同会社の検討

- ① 新しい合同会社，合資・合名会社は1人法人が認められ，また，法人でも社員となることができる。
- ② 新しい合同会社，合資・合名会社は，持分会社（社員が経営にあたる組

合契約的な組織) という会社の種類に規定されることになる。

- ③ 新しい合同会社は「有限責任の人的会社 (日本版LLC)」の創設であり、税務における「構成員課税」の是非が注目される。

(注8) 米国のLLCの課税は「事業体が構成員かを納税者が選択する (チェック・ザ・ボックス制)」が採用されている。

- ④ 合同会社、合資・合名会社から株式会社に変更すること、また株式会社から合同会社、合資・合名会社になることもできるという組織変更が認められる。

(7) 企業組織再編制度の拡充

- ① 吸収合併または吸収分割については、従来の登記時ではなく、「その組織再編行為を行う株式会社間で定めた日においてその効力が生じる」とされる。

- ② 資本の部の計数の取扱いは一部省令に委任される。

(注9) 従来、合併等で承継した資産・負債が時価評価される結果、その合併等までの最終期の期間利益や含み益が「資本金または資本準備金になってしまい、「配当可能利益とならない」という課題がみられた」ことの対応が取扱いとして規定される。

(8) その他の規定への対応

- ① 子会社による親会社株式の取得が認められる例外事由が追加され「子会社の定義」が変わる。

- ② 同族会社の経営支配権と事業承継に関わる株主、株式関係の新規定に留意が必要である。

「参考資料」新会社法における株式会社の機関の形態による各種の機関設計

1	公開会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			会計監査人 (会計参与)
2	公開会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			会計監査人
3	公開会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人 (会計参与)
4	公開会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人
5	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			(会計監査人) (会計参与)
6	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			会計監査人
7	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役				(会計監査人) (会計参与)
8	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役				会計監査人

9	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会				(会計参与)
10	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会				
11	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役					(会計参与)
12	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役					
13	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人	(会計参与)
14	公開会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人	
15	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			会計監査人	(会計参与)
16	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			会計監査人	
17	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役				会計監査人	(会計参与)
18	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役				会計監査人	
19	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役			監査役				会計監査人	(会計参与)
20	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役			監査役				会計監査人	
21	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人	(会計参与)
22	譲渡制限会社	大会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人	
23	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			(会計監査人)	(会計参与)
24	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会			会計監査人	
25	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役				(会計監査人)	(会計参与)
26	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役				会計監査人	
27	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役			監査役				会計監査人	(会計参与)
28	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役			監査役				会計監査人	
29	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会				(会計参与)
30	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役	監査役会				
31	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役					(会計参与)
32	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	監査役					
33	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役			監査役				(会計参与)	
34	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役			監査役					
35	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会	代表取締役						(会計参与)
36	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役								(会計参与)
37	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役								
38	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人	(会計参与)
39	譲渡制限会社	中小会社	株主総会	取締役	取締役会				3委員会	執行役	会計監査人	

\*株式会社は、この39種類の類型の中から実態に合った形態を選択することになる。

\*会計監査人は、設置が義務付けられる場合とない場合（任意）がある。

\*会計参与は、すべての株式会社に必須の機関ではないが、定款に定めれば、どの株式会社でも設けることができる。かっこ書き

\*引用＝MJS税務システム研究所「商法研究会」（税務士事務所Channel2005.2）